

随意契約の理由書

今回の舞台吊具機構については、ワイヤーが製造メーカーが8～10年での取り換え、滑車についても製造から16～21年での取り換えが望ましいとしているところ、施設の使用開始以降35年以上使用しており、急激な負荷がかかった場合等、不測の事態が起こった際に切断の可能性が高まっている。切断した場合は、落下し週大な事故につながることから、令和5年度において、舞台吊具機構改修工事を実施するための予算が措置された。

本工事では大ホールの元のマシン等の機構は残したまま、劣化して取替を急ぐ必要のあるワイヤと滑車を交換する工事である。当工事の実施にあたっては、もともとの機構を製造した当該業者の三精工事サービス以外の他の業者では知り得ない設計・製作基準や設計・製作図に基づかなければ、契約内容を履行することは、困難である。

これらを考慮した結果、同社から見積書を徴したところ、予算の範囲内であり、価格も適正と思われるので、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書を省略する。

○地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 省略
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3)～(8) 省略

○大阪府財務規則とその運用

<運用>第62条関係

2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、次に掲げるものについては、契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格と対査して当該価格が適当であるかどうかを検討し、価額が適正と認められるものについては比較見積を省略することができる。

- (1) 特定の者でなければ履行できないもの
- (2)～(13) 省略